

第三十八回国会 衆議院 商工委員会 會議録 第三十号

昭和三十六年四月二十五日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事内田 常雄君 理事小川 平二君

理事岡本 茂君 理事中村 幸八君

理事長谷川四郎君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

有馬 英治君 小沢 辰男君

神田 博君 菅 太郎君

齋藤 憲三君 笹本 一雄君

首藤 新八君 田中 龍夫君

濱田 正信君 岡田 利春君

小林 ちづ君 多賀谷風稔君

中嶋 英夫君 中村 重光君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣 椎名悦三郎君

出席産業大臣 椎名悦三郎君

出席政府委員

法制局参事官 吉園 一郎君

(第三部長)

通商産業政務次 始岡 伊平君

通商産業事務官 榎詰 誠明君

(大臣官房長)

通商産業事務官 松尾 金藏君

(企業局長)

通商産業事務官 佐橋 滋君

(重工業局長)

委員外の出席者

専門員 越田 清七君

四月二十一日

電気用品取締法案(内閣提出第一七〇号)(参議院送付)

同日

公共料金の値上げ反対に関する請願 外二件(谷口善太郎君紹介)(第二七九一号)

同外三件(川上實一君紹介)(第二七九二号)

同外三件(志賀義雄君紹介)(第二七九三号)

同外四十三件(井出一太郎君紹介)(第二八七二号)

同外七十二件(川上實一君紹介)(第二八七二号)

同(佐々木良作君紹介)(第二八七三号)

同(望森芳夫君紹介)(第二八九八六号)

公共料金等諸物価抑制に関する請願 外九十六件(志賀義雄君紹介)(第二八七四号)

同外二百二十七件(谷口善太郎君紹介)(第二八七五号)

同外五十七件(川上實一君紹介)(第二八七六号)

地方開発促進法の制定に関する請願 (中澤茂一君紹介)(第二八七七号)

同(松平忠久君紹介)(第二八九八五号)

物価値上げ反対等に関する請願(橋兼次郎君紹介)(第三〇〇三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

電気用品取締法案(内閣提出第一七〇号)(参議院送付)

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)

割賦販売法案(内閣提出第四〇号) 機械類賦払信用保険臨時措置法案(内閣提出第七二号)

石炭及び鉱産物の輸送費に関する件

○中川委員長 これより会議を開きます。

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしました。

本案につきましては、前会すでに質疑を終局しておりますので、これより本案を討論に付するわけであります。

が、討論の通告がありませんので、これをを行なわないで、直ちに本案を採決いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中川委員長 御異議なしと認め、本案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○中川委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中川委員長 御異議なしと認め、さより決定いたしました。

○中川委員長 次に、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三派共同提案により、石炭及び鉱産物の輸送費に関する件について決議せられたい旨の提案がなされております。

この際、提案者を代表して岡田利春君より趣旨の説明を聴取することになりました。岡田利春君。

○岡田(利)委員 ただいま上掲されました石炭及び鉱産物の輸送費に関する決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党を代表して趣旨の説明を行ないます。

まず決議の案文を朗読いたします。石炭及び鉱産物の輸送費に関する決議

今回の国鉄運賃値上げは、エネルギー消費構造の革新に対処するため、大幅な生産コストの引き下げを要請されている石炭産業並びに、価格中に占める運賃比率の高い金属、非金属鉱業に対して、極めて甚大な影響を与えている。

よって政府は、これら産業に対する国鉄運賃の負担の軽減について運賃補給、運賃割引等、特段の措置を講ずべきである。

右決議する。

次に、提案の理由の説明をいたします。

今回の国鉄運賃の値上げは、石炭鉱業並びに金属、非金属鉱業に対し、特に甚大な影響を与えております。御承

知の通り石炭鉱業はエネルギー消費構造の急激な変革に対処するため、目下炭価引き下げのために徹底した合理化を遂行しておるのであります。政府においても、昭和三十一年度における炭価の千二百円引き下げを目標とする合理化計画を樹立し、この目標達成のためあらゆる政策を講じておるのであります。このよき時期において、国鉄運賃の大幅な値上げを行なうことは、合理化目標の達成を不可能にするばかりではなく、ひいては石炭鉱業を破壊の危機に追い込むおそれがあると考

えざるを得ないのであります。従来政府のとってきた石炭政策の基本的な方針と著しく矛盾するものと言わなければならぬと思ひます。

また鉱石類は価格に占める運賃の比率がきわめて高く、物によっては五〇%以上を占めておるのであります。しかも国内の鉱産物の価格は、海外品に比べてかなり割高でありますために、貿易の自由化の趨勢に対処して、目下懸命な合理化努力を傾注しておる現状であります。従いまして、従来以上の運賃負担に耐えることはきわめて困難であり、鉱業界は中小企業が圧倒的に多数を占めている実情から考えて、運賃値上げの実施は中小鉱山の休廃山の続出等を惹起し、重大な社会問題化するおそれがあると思ひます。

政府は、国鉄運賃値上げの与える影響が特に著しいこれら鉱産物に対しては、国内資源の有効利用、資源産業の育成等の見地から、格段の措置を講ずべきであると思ひます。

第一類第九号 商工委員会議録第三十号 昭和三十六年四月二十五日

何とぞ以上申し上げました決議の趣旨に御賛同あらんことをお願い申し上げます。簡単ながら趣旨の説明を終る次第です。

○中川委員長 以上で趣旨説明は終わりました。

○中川委員長 討論の通告がございまして、これを許可いたします。長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 ただいまの決議案に對しまして、われわれは何ゆゑに決議案を出さなければならなかつたかという事であります。

今日決議案を出すという段階に入るまでに、種々政府に向かつていろいろの折衝を重ねて参つたことは皆さんが御承知の通りであります。いまだはつきりとした、これをこうして行なうのだという結論が出ておりません。こういう点から申し上げるわけでありまして、ただいま決議案の趣旨の説明にもありました通り、合理化をしなければならぬ。価格の引き下げをしていかなければならぬ。合理化ということが、すなわち国鉄運賃の引き上げのために合理化をなさなければならなかつたというより結論に到達するからであります。

またたとえ運輸省に伺いますれば、仲裁の裁定が出たから、これによつて大幅な賃金の支払いがふえた。であるから、この方をどうしても譲るわけにはいかないというよりなことであります。これとそれとは大きな相違があつて、石炭とか鉱産物、こういうものは諸産業の原動力であることは論を待たないところであつて、これらを政府が今日まで指導をし、また政府の考え方というものが一貫していなければならぬ。

ばならないと私は考えるのであります。この点から申し上げても、今度の運賃値上げに對する石炭及び鉱産物に對しては、大幅にこれら考慮してやらなければならぬ。たとえ石炭において三十億、鉱産物において十八億、計四十八億の大きな幅が出てくるわけでありまして、中小企業はこれに對して今後いかにして進むべきか。また閉山をしなければやむを得ないような状態にあることも、これを見のがすことができないと考えますので、ぜひとも政府においてこれが実現できますように、早急にこの解決を望む次第でございまして。

以上であります。

○中川委員長 お諮りいたします。石炭及び鉱産物の輸送費に關する件を、本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ておられるか、その点ちよつとここで何つておきたいと思ひます。

○中川委員長 ちよつと速記をとめて下さい。

○中川委員長 速記を始めて下さい。

○椎名国務大臣 予算補正の問題が仲裁決定の問題に關連して、近く国会に上程されようとしておるのであります。しかしこれはあくまで大蔵省の主張が非常にかたくて、一般の予算補正は今の段階においては絶対に出せない。でございまして、国鉄の特別会計の予算補正だけに限定する、こういうのであります。でありますから、一般会計から石炭及び鉱産物の合計何十億ですか、これを持ち出して問題の解決をはかるという事は、今のところは見通しは不可能です。でありますから、どうしても国鉄の特別会計の範囲内において、この問題を解決してやらう以外にはない、こういうこととございまして。でありますから、新しい借款の問題、あるいはまた国鉄の運賃収入というものを、もう少し合理的に見込むことが出来るかどうか、そういう問題に關連してあるのであります。あくまで国鉄のふところ工合というもので、この問題をどうしても解決してやらなければならぬ、こう考へております。

○松平委員 それではまことに姑息じやないかと思ひのだけれども、国鉄の運賃増というものを、やはり今後相当見込まれるというよりな見通しを政府は持つておられるわけですか。

○椎名国務大臣 私は国鉄当局ではありますから、もつと運賃を見込んでよろしいというよりな判断は持つて

おりません。持つておりませんが、それか、そうでなければ外部から借金をしてこの問題を一緒に解決してやらう、これ以外にないと思ひます。

○多賀谷委員 關連。

○中川委員長 關連。

○中川委員長 關連。

○中川委員長 關連。

○中川委員長 關連。

○中川委員長 關連。

○中川委員長 關連。

○中川委員長 關連。

○中川委員長 關連。

○中川委員長 關連。

○中川委員長 關連。

○中川委員長 關連。

○中川委員長 關連。

○中川委員長 關連。

製造事業者の登録(第三條) 電気用品の型式等(第十八條) 販売等の制限(第二十七條) 指定試験機関(第二十九條) 雑則(第四十三條) 罰則(第五十七條) 附則 第一章 総則 (目的) 第一條 この法律は、電気用品の製造、販売等を規制することにより、粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。(定義) 第二條 この法律において「電気用品」とは、主として一般用電気工作物(電気工事法(昭和三十五年法律第三十九号)第二条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。)の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるものをいう。 第二章 製造事業者の登録(登録) 第三條 電気用品の製造の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で定める電気用品の製造の事業の区分(以下「事業区分」という。)に従い、通商産業大臣の登録を受けなければならない。(登録の申請) 第四條 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請

電気用品取締法案 電気用品取締法 目次 第一章 総則(第一條・第二條)

書を通商産業大臣に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業区分

三 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該電気用品の製造のための設備であつて通商産業省令で定めるもの（以下「特定製造設備」という。）の名称及び性能又は数

五 当該電気用品の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるもの（以下「特定検査設備」という。）の名称及び性能又は数

2 前項の申請書には、工場又は事業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(欠格条項)

第五条 次の各号の一に該当する者は、第三条の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 第三条の登録を受けた者（以下「登録製造事業者」という。）であつて法人であるものが第十四条の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその登

録製造事業者の業務を行なう役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前三号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第六条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 特定製造設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

(登録簿)

第七条 通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

(登録証)

第八条 通商産業大臣は、第三条の登録をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 事業区分

(承認)

業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録製造事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第五条各号の一に該当するときは、この限りでない。

(登録の届出等)

第十条 登録製造事業者は、第四条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録製造事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

3 第一項の場合において、前条の規定により登録製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

第十一條 登録製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録の再交付)

第十二條 登録製造事業者は、登録証をよこし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第十三條 登録製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失ふ。

(登録の取消)

第十四條 通商産業大臣は、登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第三条、第十条第一項、第十八条又は第二十五条第二項の規定に違反したとき。

二 第五条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

三 第四十七條又は第四十八條の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

第三章 電気用品の型式等

(登録製造事業者に係る電気用品の型式の認可)

第十八條 登録製造事業者は、製造しようとする電気用品の型式について、通商産業省令で定める型式の区分（以下単に「型式の区分」という。）に従ひ、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、特定の用途に使用される電気用品を製造する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は試験的に製造する場合には、この限りでない。

(認可の申請)

第十九條 前条の認可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の年月日及び登録番号

三 型式の区分

2 前項の申請書には、通商産業省令で定める数量の試験用の電気用品及びその構造図その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、第二十一条第一項の試験に合格した電気用品については前条の認可を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添付することをもつて足りる。

(認可の基準)

第二十條 通商産業大臣は、第十八条の認可の申請が次の各号（次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添付してある場合には、

第二号)に該当すると認めるときは、認可をしなければならぬ。

一 申請に係る試験用の電気用品が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
二 申請者が申請に係る型式の区分の属する事業区分について第三号の登録を受けていること。
三 指定試験機関の試験

第二十一条 登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式の電気用品については、通商産業大臣が指定した者(以下「指定試験機関」という。)の行なり試験を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書に第十九条第二項の通商産業省令で定める数量の試験用の電気用品及び同項の通商産業省令で定める書類を添えて、指定試験機関に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 型式の区分
三 第一項の試験においては、その試験用の電気用品が前条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは、これを合格とする。

第二十二条 第十八条の認可を受けた登録製造事業者が当該認可に係る型式の電気用品を製造する場合においては、第二十条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにならなければならない。
2 第十八条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。
3 第一項の登録製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造に係る同項の電気用品(前項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。(輸入事業者に係る電気用品の型式の認可等)
第二十三条 電気用品の輸入の事業を行なう者(以下「輸入事業者」という。)は、販売しようとする電気用品(その者の輸入したものに限る。)の型式について、型式の区分に従い、当該電気用品の製造事業者ごとに、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、特定の使用に使用される電気用品を販売する場合において、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
2 第十九条から第二十一条までの規定は、前項の認可に準用する。この場合において、第十九条第一項第二号中「登録の年月日及び登録番号」とあるのは、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所」と、第二十条中「認可の申請が次の各号(次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添付してある場合には、第二号)に該当すると認めるとき」とあるのは「認可の申請が第一号に該当する」と認めるとき又は認可の申請に次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添付してあるとき」と読み替へるものとする。
3 第九条本文並びに第十条第一項及び第三項の規定は、第一項の認可を受けた輸入事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四号第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項」とあるのは、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替へるものとする。
(認可の有効期間等)
第二十四条 第十八条又は前条第一項の認可は、七年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前項の認可の更新の申請に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。
(表示)
第二十五条 第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者は、当該認可に係る型式の電気用品(第二十条第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。
2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

と認めるとき又は認可の申請に次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添付してあるとき」と読み替へるものとする。
3 第九条本文並びに第十条第一項及び第三項の規定は、第一項の認可を受けた輸入事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四号第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項」とあるのは、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替へるものとする。
(認可の有効期間等)
第二十四条 第十八条又は前条第一項の認可は、七年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前項の認可の更新の申請に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。
(表示)
第二十五条 第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者は、当該認可に係る型式の電気用品(第二十条第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。
2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

第二十六条 通商産業大臣は、第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消すことができる。
一 第二十二条第三項又は前条第一項の規定に違反したとき。
二 第四十三条第一項の条件に違反したとき。
三 第四十七条又は第四十八条の規定による命令に違反したとき。
四 不正の手段により第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けたとき。
第四章 販売等の制限
第二十七条 電気用品の販売の事業(自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。)を行なう者(以下「販売事業者」という。)は、第二十五条第一項の表示が附されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、第十八条ただし書(第二十二條第二項において準用する場合を含む。)又は第二十三条第一項ただし書の承認に係る電気用品については、この限りでない。
(使用の制限)
第二十八条 電気に関する臨時措置に關する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第二号第四号に規定する

電気事業者、同令附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号)第三十条第一項の命令の適用を受ける電気工作物を設置する者又は電気工事士法第三条に規定する電気工事士は、第二十五条第一項の表示が附されているものでなければ、電気用品を電気施設(発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、電線路その他の工作物をいう。)の設置又は変更の工事に使用してはならない。
2 電気用品を部品又は付属品として使用して製造する物品であつて、政令で定めるものの製造の事業を行なう者は、第二十五条第一項の表示が附されているものでなければ、電気用品をその製造に使用してはならない。
3 前条ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。
第五章 指定試験機関
(指定)
第二十九条 第二十一条第一項の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験(以下この章において単に「試験」という。)を行なおうとする者の申請により行なう。
(欠格条項)
第三十条 次の各号の一に該当する者は、第二十一条第一項の指定を受けることができない。
一 第四十一条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

と認めるとき又は認可の申請に次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添付してあるとき」と読み替へるものとする。
3 第九条本文並びに第十条第一項及び第三項の規定は、第一項の認可を受けた輸入事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四号第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項」とあるのは、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替へるものとする。
(認可の有効期間等)
第二十四条 第十八条又は前条第一項の認可は、七年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前項の認可の更新の申請に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。
(表示)
第二十五条 第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者は、当該認可に係る型式の電気用品(第二十条第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。
2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

と認めるとき又は認可の申請に次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添付してあるとき」と読み替へるものとする。
3 第九条本文並びに第十条第一項及び第三項の規定は、第一項の認可を受けた輸入事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四号第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項」とあるのは、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替へるものとする。
(認可の有効期間等)
第二十四条 第十八条又は前条第一項の認可は、七年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前項の認可の更新の申請に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。
(表示)
第二十五条 第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者は、当該認可に係る型式の電気用品(第二十条第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。
2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

と認めるとき又は認可の申請に次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添付してあるとき」と読み替へるものとする。
3 第九条本文並びに第十条第一項及び第三項の規定は、第一項の認可を受けた輸入事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四号第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項」とあるのは、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替へるものとする。
(認可の有効期間等)
第二十四条 第十八条又は前条第一項の認可は、七年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前項の認可の更新の申請に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。
(表示)
第二十五条 第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者は、当該認可に係る型式の電気用品(第二十条第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。
2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

と認めるとき又は認可の申請に次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添付してあるとき」と読み替へるものとする。
3 第九条本文並びに第十条第一項及び第三項の規定は、第一項の認可を受けた輸入事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四号第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項」とあるのは、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替へるものとする。
(認可の有効期間等)
第二十四条 第十八条又は前条第一項の認可は、七年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前項の認可の更新の申請に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。
(表示)
第二十五条 第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者は、当該認可に係る型式の電気用品(第二十条第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。
2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

と認めるとき又は認可の申請に次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添付してあるとき」と読み替へるものとする。
3 第九条本文並びに第十条第一項及び第三項の規定は、第一項の認可を受けた輸入事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四号第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項」とあるのは、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替へるものとする。
(認可の有効期間等)
第二十四条 第十八条又は前条第一項の認可は、七年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前項の認可の更新の申請に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。
(表示)
第二十五条 第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者は、当該認可に係る型式の電気用品(第二十条第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。
2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

と認めるとき又は認可の申請に次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添付してあるとき」と読み替へるものとする。
3 第九条本文並びに第十条第一項及び第三項の規定は、第一項の認可を受けた輸入事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四号第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項」とあるのは、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替へるものとする。
(認可の有効期間等)
第二十四条 第十八条又は前条第一項の認可は、七年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前項の認可の更新の申請に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。
(表示)
第二十五条 第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者は、当該認可に係る型式の電気用品(第二十条第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。
2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

二 その業務を行なう役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ この法律又はこの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第三十八条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第三十一条 通商産業大臣は、第二十一条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて試験を行なうものであること。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が試験を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 試験の業務以外の業務を行なつてゐる場合には、その業務を行なうことによつて試験が不正になるおそれがないものであること。

五 試験の業務を適確かつ円滑に行なうに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る試験の適確かつ円滑な実施を阻害することとならな

(試験の義務)

第三十二条 指定試験機関は、試験を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、試験を行なわなければならない。

2 指定試験機関は、試験を行なうときは、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者(以下「試験員」といふ。)に試験を実施させなければならない。

(事業所の変更)

第三十三条 指定試験機関は、試験を行なう事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規定)

第三十四条 指定試験機関は、試験の業務に関する規定(以下「業務規定」といふ。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規定が試験の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規定を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第三十五条 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十六条 指定試験機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員の変更)

(役員及び解任)

第三十七条 指定試験機関の役員は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)

第三十八条 通商産業大臣は、指定試験機関の役員又は試験員がこの法律又は業務規定に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員) 第三十九条 試験の業務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十条 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十一条第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第四十一条 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第二十一条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第三十四条第一項の認可を受けた業務規定によらないで試験を行なつたとき。

三 第三十四条第三項、第三十八条又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十二条 指定試験機関は、帳簿を備え、試験に関する通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第六章 雑則

(認可等の条件)

第四十三条 第十八条若しくは第二十三条第一項の認可又は第十八条ただし書(第二十二條第二項において準用する場合を含む。)若しくは

は第二十三条第一項ただし書の承認には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、認可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可又は承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(公示)

第四十四条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十八条又は第二十三条第一項の認可をしたとき。

二 第二十一条第一項の指定をしたとき。

三 第二十六条の規定により認可を取り消したとき。

四 第三十三条の規定による届出があつたとき。

五 第三十五条の許可をしたとき。

六 第四十一条の規定により指定を取り消し、又は試験の業務の停止を命じたとき。

(報告の徴収)

第四十五条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、登録製造事業者、輸入事業者、販売事業者又は第二十八条第二項に規定する事業を行なう者に対し、その業務に関する報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理

の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第四十六条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録製造事業者、輸入事業者、販売事業者又は第二十八条第二項に規定する事業を行なう者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務停止命令)

第四十七条 通商産業大臣は、第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者が製造し、又は輸入した電気用品であつて当該認可に係るもの(第二十二條第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く)が第二十条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、危険又

は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録製造事業者又は輸入事業者に対し、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(改善命令)

第四十八条 通商産業大臣は、次の場合には、登録製造事業者に対し、特定製造設備又は特定検査設備の修理又は改造、電気用品の製造又は検査の業務の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製造設備又は特定検査設備が第六条第一号又は第二号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

二 第二十二條第一項の規定に違反していると認めるとき。

(公聴会)

第四十九条 通商産業大臣は、第二十条又は第二十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

(異議の申立て)

第五十条 この法律の規定による通商産業大臣の処分(第五十六条の規定により通商産業大臣の権限が通商産業局長又は都道府県知事に委任された場合には、当該通商産業局長又は都道府県知事の処分)に對して不服のある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議

の申立てをすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立てをすることができない。

第五十一条 通商産業大臣は、前条の異議の申立てがあつたときは、異議の申立てをした者に対し、相當な期間を以て予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立てをした者及び利害関係人に対し、

当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第五十二条 通商産業大臣は、前条の聴聞を行なつた後、文書をもつて決定をし、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

(手数料)
第五十三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

納付しなければならない者	金額
一 第三条の登録を受けようとする者	一件につき 四千元
二 第十八条若しくは第二十三条第一項の認可又は第二十四条第一項の認可の更新を受けようとする者(指定試験機関の行なう試験に合格した電気用品の型式について、これらの認可又は認可の更新を受けようとする者を除く)	一件につき 四万円
三 指定試験機関の行なう試験を受けようとする者	一件につき 四万円
四 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき 二百円
五 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき 二十円
六 登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき 二十円

2 前項の手料は、指定試験機関の行なう試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の、その他の者の納付するものについては国庫の収入とする。

(輸出用電気用品の特例)
第五十四条 輸出用の電気用品については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(経過措置)
第五十五条 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合において、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(権限の委任)
第五十六条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

第七章 罰則

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第三条の登録を受けないで電気用品の製造の事業を行なつた者

二 第十八条又は第二十三条第一項の規定に違反してこれらの認可を受けた型式の電気用品以外の電気用品を製造し、又は販売した者

三 第四十七条の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五十八条 第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
第五十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第三項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

二 第二十五條第一項の規定に違反して表示を附さなかつた者

三 第二十五條第二項の規定に違反して表示を附した者

四 第二十七條の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者

五 第二十八條第一項又は第二項の規定に違反して電気用品を使用した者

第六十條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一條 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十五條の許可を受けないで試験の業務の全部を廃止したとき。

二 第四十二條第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に

違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第四十五條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十六條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十七條、第五十九條又は第六十條の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十三條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十條第一項(第二十三條第三項において準用する場合を含む。)又は第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由なく、第十六條の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十九條の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二條 この法律の施行の際現に電氣に関する臨時措置に関する法律施行規則(昭和二十七年通商産業省令第九十九号)第一條第一項の規定によりその例によるものとされた旧電氣用品取締規則(昭和十年通信省令第三十号)以下「旧規則」という。第二條の免許を受けている者は、この法律の施行の日から三月間は、第三條の規定にかかわらず、その者がこの法律の施行の際現に旧規則第三條の型式承認を受け、又は同条の型式承認を申請している型式の別属する事業区分について電氣用品の製造の事業を行なうことができる。その者が次項の規定による届出をした場合において、当該登録を受けるまでの期間についても、同様とする。

2 前項に規定する者は、同項前段に規定する期間内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、同項に規定する事業区分について第三條の登録の申請をしたものとみなす。この場合においては、通商産業大臣は、第六條の規定にかかわらず、その登録をしなければならぬ。

第三條 この法律の施行の際現に旧規則第三條又は第四條の型式承認を受けている者は、その型式の別に相当する型式の区分について第十八條又は第二十三條第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、昭和三十三年三月三十一日以前に型式承認を受けたものに係る第二十四條第一項の規定

の適用については、同年四月一日に認可を受けたものとする。

第四條 前二條に規定するものを除くほか、旧規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)
第六條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四十五号中「製造を免許すること」を「製造事業者を登録し、若しくは電氣用品の型式を認可すること」に改める。(電氣に関する臨時措置に関する法律の一部改正)
第七條 電氣に関する臨時措置に関する法律の一部を次のように改正する。

本則中「電氣用品」を削る。
(電氣工事士法の一部改正)
第八條 電氣工事士法の一部を次のように改正する。

第四條第四項中「この法律」の下に「又は電氣用品取締法昭和三十一年法律第 号」第二十八條第一項を加える。

理由
粗悪な電氣用品による危険及び障害の発生を防止するため、電氣用品の製造、販売等を規制する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中川委員長 まず趣旨の説明を聴取することにいたしました。通商産業大臣権名悦三郎君。

○権名國務大臣 ただいま御提案になりました電氣用品取締法案についてその提案理由及び概要を御説明申し上げます。

最近における家庭電化ブームの進展に伴い、電氣による火災、感電事故等の災害も漸増の傾向を示しておりますが、これらの災害の原因は、主として電氣工事の欠陥、電氣用品の品質不良及び電氣用品の使用、取り扱いの不適正によるものであります。

このうち、電氣工事の欠陥による災害については、昨年第三十四回国会において成立を見た電氣工事士法により電氣工事に従事する者の資格が制限されることとなりましたので、これによつてその防止の実効が上がるものと期待されます。また、電氣用品の使用、取り扱いの不適正による災害については、国民の電氣知識の向上に待つところが大きいのであります。電力会社による需用家施設の定期検査を強化する等の方法を通じて、極力その防止に努めつつある次第であります。

ところで、電氣用品の品質または安全度については、昭和十年以来、旧電氣事業法に基づく旧電氣用品取締規則により、製造免許及び型式承認を主体とする取り締まりが行なわれておりますが、この制度は発足後すでに相当の年月を経過し、近年における家庭電氣用品の急速な普及状況に即応して災害防止の目的を十分に達成することは、困難な実情となつて参りました。このような情勢にかんがみ、粗悪な電氣用品による火災、感電事故等の危険を

防止して一般家庭等における電気の保安に万全を期するためには、この際電気用品取り締まり制度の全面的な改善合理化をはかる必要があると考えられます。これが、この法律案を提案するに至った理由であります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

第一に、この法律案による規制の対象となる電気用品の範囲は、主として一般家庭において使用される電線、配線器具、電熱器、小型機器等でありま

第二に、電気用品の製造に関する規制としたしましては、製造事業者の登録制を実施するとともに、電気用品の型式について一定の試験を行ない、その試験に合格したもののみの製造を認める型式認可の制度をとることとしておきます。これは、実質的にはほとんど現行の取り締まり体制を踏襲するものであります。製造事業者の義務を明確化する等規定全般の整備はなされておきます。なお、電気用品の輸入事業者に対しまして、型式認可の制度を適用することにより、製造事業者に準じた規制を行なうこととしておきます。

第三に、一般消費者が安心して電気用品を購入使用できるようにするためには、製造及び輸入の規制のほか、販売の段階におきましても、不良な電気用品の流通を阻止する必要があります。販売事業者が型式認可済みの表示のない電気用品を販売することを禁止することとしておきます。

第四に、電気用品の製造の急激な増大に伴い型式認可の申請件数も著しく増加する傾向にありますので、認可の

ために必要な試験の業務を円滑に処理するため、従来の国の試験機関のほか、一定の基準に適合する民間の試験機関を指定してこの試験を行なわせる道を開くこととしておきます。

以上が、この法律案の提案理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○中川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしておきます。

○中川委員長 割賦販売法案及び機械類賦払信用保険臨時措置法案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。質疑の通告がございますので順次これを許可いたします。笹本一雄君。

○笹本委員 私は法案の内容について質問は後日に譲ることにいたしました。本日については一般事項に対する政府の考え方について数点お尋ねいたしました。その第一は、割賦販売制度はここ数年急激な発展をしておるのであります。現在の普及状況から見て、今後ますます助長し、振興すべき段階にあると判断されておりますかどうか、

本案は割賦販売の取引秩序の確立を期するいわば秩序法であって、積極的にこれを振興するものではないと言われ

るのであります。ところが、販売者もまた購入者も安心して取引ができるようになり、さらに今後消費者金融制度、賦

払い信用保険制度、消費者信用調査機関の整備等の問題が当然登場して、こ

れらが逐次整備されることによって、割賦販売は飛躍的に増大し、実質的に

は振興の役割を果たすこととなると考

えるのであります。真のねらいはどの

ころにあるのでありますでしょうか。また所得増進計画においても、国内需要の喚

起すなわち消費の拡大が、経済高度成長の一つの基本要因であるとの立場を

とっているのではありませんか。本法はその経済高度成長策の一環をにならうものであるかどうか、あわせてこの点に對

してお尋ねしたい。

○椎名国務大臣 前に申し上げました通り、この制度は最近の実勢にかんがみ、これに秩序を与えるというのが主眼でございます。これを奨励するとか、あるいは助長するといふような意味のものではございません。従って結果においてはこの秩序を与えるということによって、一その割賦販売の制度に対する信頼の観念を普及させる、そういうふうなことになること、なおまた消費力の向上というふうなことも期待をしまして、これが今日以上に健全に普及されるということになると思

いますけれども、それを直接目ざし、これを推進するものではない、こう御

了承を願います。

○笹本委員 次に景気調節策についてであります。割賦販売は何らかの形で消費者の所得を越えた消費購買力を増大させるのでありますから、景気上

昇に対しては強い刺激を与え、消費財産業に、ひいては消費財生産に必要な

生産財産業にも活気を呼ぶこととなり

ますが、一方借りた信用はやはり返さ

なくてはなりませんから、この返済が

今度は消費購買力の収縮を起こして、

景気下降に強く作用するのであります。

この作用を適当に調節すれば、一

方では景気の過熱を防ぎ、他方では不

況の谷を浅くして、景気の激動を回避

して経済の順調な発展に役立つと考

えるのであります。とかく景気の上昇

期には、消費者側は争って信用購買力

を増そうとするし、また販売者の側にお

いても安易に売らんかなの態勢を強

める傾向がありまして、景気の過熱に

追い込みやめると、反対にそれが一度

況に転じ始めると、販売者側も購買者

側も用心して一挙に収縮することにな

りまして、不況の速度と深度を増大

し、景気のはよいよ高く、谷はい

よいよ深くなり、景気循環を振り回す

不安定要素となる形で作用すること

なると考えるのであります。

でありますから割賦販売制度の最も

発達しているところの米國においてす

らも、かつては経済循環に対する不安

定要因としての弊害を除くために、消

費者信用制度の統制が行われ、また英

國においてもその調節措置がとられた

と聞いておるのであります。従って一

方においては、景気の激変を回避する

ための信用調節手段を講ずることが、

国民経済の健全な発展上必要でありま

す。本法はこれについての措置はな

されていらないと考えるのであります

が、いかなる対策をお持ちでありま

すか、その点を聞かしていただきた

い。

○椎名国務大臣 今御指摘の通り消費

者信用というものがだんだん発達して

参りますと、好況のときは非常に都合

がいい、不況のときにはまず第一番目

に消費者信用というものをちよん切る

ということになるから、よけい波が高

まったり、低まったり、その波動が相

当大きくなるということがいわれてお

るようでありまして、まだ日本は

割賦販売制度を実施したからとい

つて、すぐそういうふうになるには、相

当の段階を経ることになるのではない

かということをお考え下さい。御心配の

点はまああるかと思ひますけれども、

まだそういうふうな実情に達してお

らないのであります。その状況によ

つては、またこれに対する対策を考

えていかなければならぬ、こう考えて

おります。

○笹本委員 今大臣のお話でそう大し

て心配は今のところないと言われてお

りますが、二、三日前の新聞にも月賦

販売で購入した、それが払えないで心

中したというふうな記事が何か出てお

りました。これはまだと言いますけれ

ども、だんだんこういう上昇期に

立つておると購買力をあおられて、月

賦で首が回らないというふうなことも

起きてくるかと思ひるので、楽観を許さ

ないかと思ひます。

次に消費者金融についてお尋ねした

いのであります。三菱銀行と東京信販

とか、三菱銀行と丸井の提携によるこ

ころのクレジット・カード販売、日信

販と都内の信用金庫のチェーン・クレ

ジット・システム、三和銀行と日信販

によるクレジット・ビューローの設

立、日本ダイナスクラブと主要百貨

店の提携等、昨年の秋ごろから都市銀

行が消費者信用に乗り出してきたのが

目立っておりますが、最近銀行の預

金吸収策とも関連して、個人に対する

一般的な消費金融も浸透しつつあるの

であります。消費者金融が充実して初

めて割賦販売は花が咲くと考えられる

のであります。さきにも申しました

通り、割賦販売は景気に対して個人

経済に対しては、両刃の剣のようなものでありまして、消費者金融のあり方には十分注意を払う必要があると考へるのではありませんが、これについて自然発生的放任主義をとるのか、あるいは助成策をとるのか、または指導措置を講ずるのか、その考へを一つ聞かしていただきたいと思ひます。

○松尾政府委員 御指摘のように最近消費者金融につきまして、各銀行等が非常に熱心な傾向を見せておられるようでありまして、ただ現実問題といたしましては、銀行もやはり信用を中心にしたままです。ある程度銀行に定期預金を持つておるとか、相当な信用担保がある場合に限って、消費者金融の道を講じておられるようでありまして、その際に今御指摘がございましたような、たとえばゆる割賦販売に關係のある、たとえば日信販等がこれと提携をする場合もございませうけれども、しかしその場合はいずれもその銀行の消費者金融に対して、あるいは信用調査をやつてやるか、信用保証をやる、あるいはその取り立ての手伝いをするというふうなことで、その制度自体は新しい月賦販売というふうな形ではなくして、文字通り消費者金融であり、あるいはまたいわば掛売りの補助手段というふうな形で行なわれておられるものが、最近出て参つたようでありまして、しかし御承知のように現在行なわれておりますいわゆる月賦そのものも、先ほど大臣からお話がありましたように、全体の日本経済に占むる割合というものはまだ小そうございませう。ましてただいま御指摘の消費者金融その他は、全体の金融その他から見れば、まだきわめてわずかなものであらうと思ひます。従いま

して今すぐこれにつきましてもどうするといふことは必ずしも必要でないと思ひますけれども、御指摘のように将来のことを考へれば、おそらくその動き等は十分注目して考へておかなければならない問題であらうと考へます。

○榎本委員 次に最近のいろいろの製造メーカーの月賦販売について、ちよつと聞いてみたいと思ひますが、特に電器器具のような大メーカーが、系列下の小売店を通じて直営月賦販売に乗り出してきたというものが非常に目立ってきておられる。しかもそれが花形商品がほとんどござつた方法で販売されておられるようになってきておられます。これは小売商を圧迫している傾向が顕著であると思ひますが、これに対しては何か規制措置を講ずるようなお考へをお持ちでありませうか。

○松尾政府委員 メーカーがいわゆる月賦販売という形になつておられると、今御指摘のような事業をやつておられるところは、特に耐久消費財について顕著であると思ひます。大部分の場合にはメーカーが別会社を作つて、その商社会社から現に小売をやつておられます。小売商にいわゆる掛売りの形を、代金の取り立てを譲りする形で資金の融通をして、そういう形で月賦販売が行なわれておられることが現状であることは御承知の通りであります。もちろんこういう小売店が月賦販売をいたしません際には、この法案に基づきまして、お客さんとの間のトラブルがないように、いわゆる秩序づけをすることは当然でございませうけれども、しかしそういう形の月賦販売を特にこの法案そのもので、特別に伸長するとか抑制するとか

かいうような特別の意図は持つていないことは、当初に御指摘のあつた通りであります。今後こういう形の月賦販売が相当伸びるだらうといふことは当然予想されます。特に自動車につきましてはその金額は相当大きくなつておられます。まあそういう耐久消費財、特に金額の大きなものについては、こういう形の月賦販売が経済的にも今後伸びるだらうといふことは、当然予想されることでありますので、そういう経済の実際で伸びるものを特に押さえる、あるいは実勢以上に伸ばすというふうな政策的なことをする必要はないと思ひますけれども、その過程で販売業者とお客さんとの間にいろいろのトラブルがないように、健全な形で伸びていくやうにというのが、現在の私どもの考へ方の基本でございませう。

○榎本委員 そうするとの割賦法案の趣旨というものは、強制的ではなくて、交通整理をしていくようなことになつておられるか。

次に百貨店の割賦販売について何つてみたいのですが、百貨店のチケット販売が小売商に影響を及ぼすところが大きいことは御承知の通りでありますけれども、一昨年の自肅勧告によつて、六大都市の百貨店については一口千円以下、地方都市については五百円以下の商品についてはチケット販売を行わない。将来はそれぞれ三千円とか千五百円に引き上げるといふことになつておられるが、これはどうされるつもりであるか。

また百貨店が銀行と提携してクレジットカード・システムを取り入れておられるのでありますが、このシステムによつて、この対象消費者は、個人にして

ても事業場にしても中以上の層に置いておられるので、従つて信用ある消費者はほとんど百貨店に吸収されていく。この傾向がますます小売商をますます圧迫する傾向があると思はれるのであります。これらに対していかなる対策を用意されておられますか、その点何つてみたいと思ひます。

○松尾政府委員 いわゆるチケット販売は御承知のように百貨店もそのチケット販売に参加したしておられるのであります。小売商も参加したしておられるのであります。百貨店と小売商との経済的な実力の差異等の關係から、どうも百貨店のチケット販売が伸び過ぎるではないかといふことに対する自肅措置がとられたのであります。その際に今御指摘のございましたような制限額を一年後には引き上げるといふことを一応考へておつたのであります。しかしその自肅程度を引き上げる際には、消費者の利便あるいは小売商あるいは共通チケット発行機関の経営とか各方面に対する影響を十分検討した上で、その引き上げについて事態にあまり支障がない限り、制限額の引き上げをやるというところで自肅を要望いたして参りました。従いまして現在におきましては、そのような制限額の引き上げにつきましては、まず前の自肅措置によつてどのような影響が出てきたかといふことの調査をやつておる段階でございませう。これを概略で申し上げますと、自肅の実施以来、百貨店においてチケット販売の売り上げは、一―五月あるいは六―九月、その後の時期をとりましても、かなり大幅に減少いたしておられます。またチケット販売自体でなくして、百貨店自体の総売り上げが減少し

たのもございませうが、特にチケット販売の額は、かなりの減少した数字を示しておられます。さらにそのチケット販売の仲介をやりませう、いわゆる共通チケット発行機関、現実には特に大きなものとして日本信販でございませうが、日本信販の売り上げには、百貨店のチケット売り上げの減少と見合つてといふよりも、それ以上かなり大幅な減少を見せておられます。そういうことを見て参りますと、もう少しその事態の推移を見ないと――と申しましたようにいふよりも自肅措置による売り上げ減少という形を示しておりますが、その売り上げの減少が逆に小売商にどれだけ有利に働いたか。また日信販には小売店が参加しておりますが、小売商にも影響があるわけでありませう。その日信販の経営に非常に重大な影響はないか。この辺もちよつと期間をとつて十分検討した上で、さらに制限金額を相当引き上げる、この辺を検討する必要があると思ひます。現在關係それぞれのごところと詳細な計数について検討中でございますので、その検討の上で結論を出したいという考へておられます。

○榎本委員 次に信用調査機関についてお聞きしてみたいと思ひます。現在信頼すべきところの消費者信用調査機関がないので、販売業者はそれぞれ単独に調査を行なつておられるのであります。大規模業者は専門の調査員を擁して、かなり詳細な調査を行なつておられるものもございませうが、小規模業者はこれを行なう資力がございませんので、自然に十分でない業者もございまして、そのために

貸し倒れは小規模業者ほどその率は高いと聞いておるのであります。この危険負担は、結局商品価格にさや寄せざるを得ないのであります。これは十分価格に吸収することはむずかしく、これが小規模業者の経営を不安定ならしめる。さらにそのためにその業者に対する金融の道も、困難になるという悪循環に陥るのであります。この欠点を除くために、権威ある信用調査機関を設置する必要があると考えるのであります。これについていかなる構想を持っておるかお尋ねしたいのであります。

また三和銀行と今お話しになった日本信販の共同出資になる日本クレジット・ビューローを設立して、信用調査事務を行なうと聞いておるのであります。このような民間機関に対しては、いかような育成案を考えておるか、この点についてお尋ねいたします。

○松尾政府委員 制賦販売に伴ないまして、信用調査の必要があり、またそのためにできるだけ利用されるような信用調査機関が望ましいことは、これは制賦販売が健全な方向につくためにはぜひ必要なことではあります。ただ問題は、信用調査というからには、その事業内容が非常にむずかしいというところに困難な問題があると思えます。この問題は、この法案の内容につきましまして、実は産業合理化審議会の流通部会におきまして一年有余にわたって審議の結果、今提案されております制賦法案の提案を見たのでありますけれども、その討議に引き続きまして自來御指摘のような信用調査機関

のあり方等、日本の場合どうするかというところをずっと検討して参りました。しかしその審議の経過から見ますと、そういう信用調査機関の組織あるいはその採算、業界の協力態勢、こういう点をどういふ形に持っていくかという点については、アメリカ等の先進国の例と比べてみましても非常にむずかしい。特にアメリカ等では信用調査機関は現在かなり発達しております。これは二十有余年の経過を経て、よくよく今日にたどりついたというところを考えてみますと、いきなり政府が補助金を出してどうするということには参りません。やはり業界でそういうものについて十分信用調査機関の設置が盛り上がって相当具体化した場合に、初めて考え得る問題であると思っております。現状ではまだそこまでいっておりませんので、必要であるということとは十分われわれわかつております。が、どういふ形で信用調査機関を、日本の場合に植えつけたらいいのかという点には、今後かなりむずかしい問題があると思えます。ただ現在におきましては、つい最近、先ほど申しました日信販が信用調査の業務を、この四月から開始したと聞いております。しかしまだ始めたばかりでございます。かたして企業採算に乗るかどうか、その辺はもう少しその推移を見なければならぬと思っております。何らかの形で信用調査機関を今後伸ばしていく、植えていきたいと思います。

は、私どもの強い希望でございます。○笹本委員 今局長のお話ですと、百貨店の制賦販売というものは非常に率は少なくなつておる。それから一般の制賦販売は統計がないでしようか、どのくらいの率で普及されておりますか。○松尾政府委員 現在百貨店の行なつております制賦販売は、御承知のようにいわゆる日信販というよりな、ああいう形のクレジット機関を通じての制賦販売だけでございます。その率は百貨店の総売上げの中で見ますと、クレジット販売を行なつておる百貨店だけについて見ましても、せいぜい五割以内といふくらいで、きわめてわずかなものであります。それから全体の小売の中ですと、一体どれくらいクレジット販売を含めた制賦販売が行なわれているかということ、商業センサス等で見ると、約二割程度が制賦販売に属している。しかし制賦販売を主としてやつておるといふもので申しますと、商業センサスによりまして約三万店くらいでございます。従いまして全体の小売商が約八十万ございまして、そのうちクレジット販売を主としてやつておるといふ店は、ごくわずかだということに相なります。

○笹本委員 今、最後にお尋ねしました調査機関の問題ですが、これは一番大事なことでないか。今お話の日本信販が調査機関を作るといふことは非常にいいことではないかということ、新聞その他によく出ておりますが、昔の取り込み詐欺というやつが今度制賦詐欺、制賦でどんでん返つて転売する。またこれは相当大規模の日本信販とかいろいろなところでは、調査が行き届いておりますが、町の小売商業の加盟団体なんというものは、ほとんど調査がございませんから、みすみ

す制賦によつて被害を受けている。これがやはり価格の方にしわ寄せされてくる。非常に重大なことでありますから、これには何かの方策で力を入れた機関を作る必要があると思つてございまして。また質問いたしますが、今はこれで終わります。○中川委員長 田中武夫君。○田中(武)委員 制賦関係の二つの法案の具体的な審議に入る前に、両法案に共通なこと、すなわちそれは制賦販売であります。今笹本委員からも制賦について一般的な質問がなされましたが、私もそういう観点から大臣その他にお伺いしたいと思つております。ゆりかごから幕場までという言葉はイギリスにおける社会保障の理想でございます。ところが今日出産の費用も月賦、墓まで制賦で売りますよという時代で、まさにゆりかごから幕場まで制賦販売の時代であります。月賦の時代であります。そこで笹本委員も先ほどお尋ねになりましたが、ともかくにもこれだけはならんする制賦販売に對しては、いかなる交通整理、秩序を設けるかというものが今回の法案であらうと思つております。しかし秩序を設けることは必要であらうとしても、政府自体はこの制賦販売に對して基本的にはどう考へておられるか。先ほどの笹本委員の質問に對して、奨励もしないが抑制もしないといったような、ともかくにも傍観的というか、秩序だけはこしらへるが、制賦それ自体の販売についてはいづれにも考へていない、こりいうような大臣の御答弁があつたと思つております。しかし制賦販売法の第一条の目的には「その健全な発達を図ることによ

り、商品の流通を円滑にし、云々とあります。従つて政府はやはり積極的に制賦販売を助長し育成しようというお考えを持つておるのではないか、こり思つておるのですが、あらためて制賦販売に對する政府の態度をお伺いしたいと思つております。

○椎名国務大臣 賦払いの問題が、だんだん社会信用が整理されてくるに従つて、どの国でも漸次これが盛んになつてくるのであります。日本においてもその情勢にあると考へております。この賦払いというものが健全に育つことである、健全な賦払い制度が育つことである、国民経済の上において非常に重大な意義を持つておるものとして考へております。従つて今回の制度は、この賦払い制度が健全に育つというところを旨としておるのであります。これによつて特に賦払い制度を抑制するとか、あるいは特に助長するとか、そういう意欲は出しておらない。ただ健全な賦払い制度が世の中に行なわれるというところは、政府といたしましては期待するところでござい

ます。○田中(武)委員 政府としては、各種多様に行なわれておる制賦販売に對して、特に助長もしないが抑制もしない、こりいう態度で臨む、こりいうことではございませんか。従つてこの法案自体はこりいう中立の立場から出されたものなんですか、いかがですか。○椎名国務大臣 言葉をかえて言いますと、よくも悪くもとにかく制賦制度というものを、世の中に充満させようという気持はない。健全な賦払い制度は好ましいことではありますから、こりいうものを期待しつつ、賦払い制度

は、商品の流通を円滑にし、云々とあります。従つて政府はやはり積極的に制賦販売を助長し育成しようというお考えを持つておるのではないか、こり思つておるのですが、あらためて制賦販売に對する政府の態度をお伺いしたいと思つております。

の健全化をはかつていこうというの
が、この制度の直接のねらいでありま
す。

○田中(武)委員 大臣はそのように言
われておりますが、やはりこの法案を
出す、あるいは一方においては機械類
に対しては政府の保険までつけよう
という事は、大臣は割賦販売を自己
に対してはどちらとも考えていない、
ただ行なわれている割賦販売が健全に
いくようにというだけであらうとい
うような答弁であります、そうでな
く、積極的なものがここにあらうと思
う。この法案を出された意図はそこ
にある。たとえば三十四、三十五年
と設備投資が続きました。本日、「日本
経済」にも出ておりますように、こ
れは日本開発銀行と日本長期信用銀行の
調査ですが、三十五年度に比べて三十
六年度は設備投資は四、五割増であ
ると、設備投資に金を貸す側の銀行が
見通しをつけております。三十四年度
あるいは三十五年度時代に行なわれた
設備投資が産産態勢に入つてマス・プ
ロの段階にきております。普通の状態
であるならば生産過剰という状態が起
きてくる。そこでこれらの設備投資が
効果をだすこの時期において、
この割賦販売、あるいは一面機械にお
いては政府保険をつけてもその設備投
資からくるところの製品を、何とかは
かそうという考えであらうと推測する
わけなんです。大量生産に設備投資の
結果が出てきた、しかしそれに対する
需要が伴わない。すなわち生産量と資
金というものが並行して上がってい
ない。そこに物を作つていって大衆の
購買力がない、従つて生産過剰とい
う格好になる。そこで割賦法というよ

な方法によつて消費を刺激することに
よつて、これをかそうという考え
がある。こう考えてみたときに、この
法案はやはり消費者側の上に立つもの
ではなくて、設備投資を行つて大量
生産の態勢に入つた大企業の販売を助
けるという方向をたどつておる、少
なくとも方向を示しておると思つて
おる、どうなんですか。

○椎名国務大臣 機械の賦払い信用保
険制度もとも御審議を願つておるの
であります、これにつきましても、
中小企業向けの設備機械の割賦販売等
を中心として、そうしてできるだけ早く中
小企業の設備近代化を、側面から助成
したいという考え方を持つておるので
ありますから、この機械等につきま
しては、積極的な意欲を法案の上に示
しておるのであります。

一般の賦払いの問題につきましても
は、最近の情勢によつてますます賦払
い制度が普及して参る傾向にござい
ますので、これを健全なものにする、そ
れによつていろいろな経済上無用の混
乱を引き起こさないように健全に進め
て参りたい、あくまでそういう意味の
法律でございしますが、しかしわれわれ
といたしましては、特にメーカー側が
どうあるいは消費者がどうのとい
うことではなしに、健全な賦払い制度と
いふものは、結局社会信用制度の拡充
でございしますから、そういうものは望
ましいといふことは考えておりますけ
れども、法案それ自体にはそういう意
図は示されておらない、こういうこと
を御了解願ひたい。

○田中(武)委員 大臣はそのように
おっしゃいますが、もちろん割賦販売
法は前国会に出しましたが、この時期に
おいていろいろ法案が出てくること
は、何といつても設備投資の結果、産
態勢に入つた各大企業——ほうつてお
くならば生産過剰という問題にぶつ
かれます。そこで安易にして消化でき
る方法、消費者の實力を越えて購買せし
める方法が割賦であります。従つてそ
ういふことによつて救おうとするの
は、やはりすでに設備投資を終え、ま
たすでに設備投資を行なうとしてお
るところの大企業の生産されたものを
流通においてはかそうというねらいが
ある。これはあなたがさういふこと
ないとおっしゃつても、さういふ背景
の上に立つておることは明らかであ
ります。法案においてはさういふこと
はないとおっしゃいますが、割賦販売法
の第一目的の中には、「商品の流通
を円滑にし」とあり、機械類賦払信用
保険臨時措置法の方には、こゝまた第
一条において「機械工業の振興」云々
といふのがあります。中小企業のため
にいう前段に対して後段に機械工業の振
興といふのがあります。ねらいは前
段にあらずして後段にある。しかもそ
の代金の取り立てに対して政府は販売
業者を保護するための保険をつけよ
う、こういうことは、まさに設備投資
の結果、産産に入つたものを救ふん
とすることの政策であると考えま
す、その点いかがでしょう。

○椎名国務大臣 機械の賦払い制度に
つきましては、御指摘の通り両方の目
的があると思ひます。中小企業の設備近
代化を一そう助長するといふ点がある
のであります、これによつて一面に
おいては補助金等の助成方法がありま
すけれども、またそれを越えてどうし
てもりつば最新の機械を備えつけた

いという場合に、その目的を達成せし
めるこれは有力な手がかりであるとい
うことを考えます。同時に、また日本
の機械工業の現状を見ますと、いわゆ
る多種少量生産で、あつちもこつちも
手をつけておしてどれもあまり満足な
状況ではないといふより、な機械メ
ーカーが相当多いのでありますから、そ
ういふことではなしに、品種を少なくし
てさうして、その少ない品種を多量に
作つて、さういふことによつてメ
ーカーの技術が向上し、コストが安くな
るといふ点をねらつておるのでありま
して、大メーカーの生産品をなるべく
はかすといふような目的ではございま
せん。いわゆる多種少量生産の現状を
改善して、そして専門メーカーを育成
しようといふのがねらいでございま
して、大体二つのねらいを持つておる
といふことは言えるかと存する次第であ
ります。

○田中(武)委員 大臣の答弁は、私の
質問の全体に答えておられませんが、
それはそれとしておきましようが、資
料として企業局から出されております
割賦販売の現状、この第一ページを見
たつてあります。割賦販売が発展して
きたときは不景気といひますか、言
かえるならば生産過剰の状態に入つた
ときであります。戦時中はこれが中絶
せられて、戦後急速に伸びてきたのは
朝鮮動乱以後でございします。すなわち
朝鮮動乱による特需を目当てに設備投
資を行なつた、ところが朝鮮動乱が終
わつてその設備が遊ぶ、そこでどん
どん物を作つていつても、結局は有効需
要がこれに伴わない、といふことは大
衆購買力がこれに伴わない、言いかえ

るならば貸金が安い、そこで割賦とい
う方法によつてといふことで、急速に
その時期からふえてきております。こ
れは割賦の歴史が示すところであり
ます。今日この割賦販売を大臣は何と
かんとか言われておるが、とに
もかくにもさういふ法案が出るとい
うことは生産過剰、設備投資の結果から
くるところの、それに対して援護しよ
う、さういふ意図であることは明らか
であります。

○松尾政府委員 経済企画庁から御説
明をした方が適當であるかと思ひま
すが、一応手元に資料がございします
ので、御説明を申し上げます。
御承知のように三十五年度には、先
ほどお話がございましたように前年度
に對しまして設備投資は、かなり大幅
に増加いたしておりますし、三十六年
度も引き続きその傾向が強いとい
うことはお話の通りであります。三十五
年度におきましては国民所得十四兆二千
三百億——これは実績推定であります
けれども、十四兆二千三百億程度に對
しまして、生産者耐久施設、いわゆる
設備投資のこれは通産省所管産業、あ

るいはゆるる生産設備全部を含みまして二兆八千五百億と、今一応実績推定は出ております。

来年度はそれに引き続きまして国民総生産が十五兆六千二百億に對し、四億と見込みが出ております。

○田中(武)委員 私と言っているのは国民総所得に對して設備投資がどの程度か、これはもちろん国民総所得だけの関係でなしに、貿易関係等も考へる必要があらうと思ひますが、大体設備投資の健全なやり方というものはやはりそ

うことになると思ふ。そういう点につきましても、二、三年來はどういう傾向にありませうか。それから私が申しましたこと、三年來の生産指数と賃金上昇指数の關係はどうなつてお

りますか。これは企画庁から……。

○田中(武)委員 企画庁に來てもらうよりに言つておつたんですが、見えてないので、そういう關係は資料として要求しておきます。しかし私考えてみますのに、生産指数は賃金指数を上

回つておる。そこに普通の状態ならば物が売れない、生産過剰の状態がく

る。そこで低賃金の者も物を買わず、いわゆる法律による有効需要の刺激、これが割賦販売であります。私考えてお

るんですが、そういう点はお認めになりませうかどうですか。

○推名国務大臣 今度の機械の賦払いの問題について……(田中委員)機械で

つてみてないと思ひます。これは決して作り過ぎたから賦払いによつてこれを

はかそうというのではなくて、先ほど申し上げたように、種類を少なくして多量専門生産を助成しようというやり方

でございまして、注文というより十カ月も待たなければならぬというよりな状況でございまして、少なくとも機械に

関する限りは作り過ぎをさばくための賦払いではないと思ひます。これは申し上げ

られると思ひます。これは申し上げられると思ひます。これは申し上げられると思ひ

ます。これは申し上げられると思ひます。これは申し上げられると思ひます。これは

申し上げられると思ひます。これは申し上げられると思ひます。これは申し上げる

ると思ひます。これは申し上げられると思ひます。これは申し上げられると思ひ

ます。これは申し上げられると思ひます。これは申し上げられると思ひます。これは

申し上げられると思ひます。これは申し上げられると思ひます。これは申し上げる

ると思ひます。これは申し上げられると思ひます。これは申し上げられると思ひ

ます。これは申し上げられると思ひます。これは申し上げられると思ひます。これは

申し上げられると思ひます。これは申し上げられると思ひます。これは申し上げる

ると思ひます。これは申し上げられると思ひます。これは申し上げられると思ひ

ます。これは申し上げられると思ひます。これは申し上げられると思ひます。これは

申し上げられると思ひます。これは申し上げられると思ひます。これは申し上げる

ものも割賦で買えるという利点はありま

ししょう。しかし実力をこえて買うとい

う傾向になる。それは賃金が安いから

そのようになる。従つて割賦販売とい

うのは大衆購買力と生産量が均衡を破

つたときにとられる方法であります。そ

うでないとは歴史がいけません。そ

うであります。しかも日本では最近盛

んな設備投資が行なわれて、ますます

マス・プロに移行しておられます。それ

をやるために、それをはかすために今

後もつと割賦販売が盛んになる。そ

うして消費刺激をやる。消費ブームを

起して消費刺激をやる。消費ブームを起して消費刺激をやる。消費ブームを起

す。適當に對処をして参りたいと思ひ

ます。適當に對処をして参りたいと思ひ

ます。適當に對処をして参りたいと思ひ

ます。適當に對処をして参りたいと思ひ

ます。適當に對処をして参りたいと思ひ

ます。適當に對処をして参りたいと思ひ

ます。適當に對処をして参りたいと思ひ

ます。適當に對処をして参りたいと思ひ

ます。適當に對処をして参りたいと思ひ

ます。適當に對処をして参りたいと思ひ

ます。適當に對処をして参りたいと思ひ

ます。適當に對処をして参りたいと思ひ

ます。適當に對処をして参りたいと思ひ

ます。適當に對処をして参りたいと思ひ

るの増大といひますか、ほりつてお

けは生産過剰になる、それを割賦とい

う方法によつて流通せしめようとい

う。一方においては低賃金をカバー

することによつて有効需要を刺激する

ことによつて大衆購買力と生産量

が均衡を破つたときにとられる方法

であります。しかも日本では最近盛

んな設備投資が行なわれて、ますます

マス・プロに移行しておられます。それ

をやるために、それをはかすために今

後もつと割賦販売が盛んになる。そ

うして消費刺激をやる。消費ブームを

起して消費刺激をやる。消費ブームを起して消費刺激をやる。消費ブームを起

者をよけい保護して、そうして健全な賦払い制度というものを實現して参る、こゝういふ趣旨なのでございませう。従つて、過剰生産をはかすためと云ふようなことは、われわれは毛頭考へなかつた次第でございませう。

○田中(武)委員 私、あくまでも割賦制度といふものは、この法案を通じて見る限りマス・プロの救済策である、こゝう断ぜざるを得ません。生産の上伸の指数と賃金の指数とは必ずしも一致しなくてもいい、こゝういふようにおつしやつておるのは、数字的に一方が三%上がったからこちら三%というよゝうな意味ではありませんが、生産に見合ふ賃金が支払われておるならば、そこに大衆購買力がついていくわけですから、大衆購買力がついていかなければ、月賦という方法で物をはかそうといふ手段が出てくるわけです。従つて、これは低賃金の政策に対するカパーであり、マス・プロの設備投資の行き過ぎに対する救済策である、こゝう私は見ております。大臣は今むしろ消費者を守るためにおつしやつたが、それでは大臣が言われたよゝうな気が持た、割賦販売法の第何条に出ておりますか。

○松尾政府委員 この法案の内容は、御承知と思ひますが、大部分の規定が消費者保護の規定に終始いたしてあります。販売業者側の規定は、いわゆる所有権留保の推定規定一条だけでありまして、これは明らかに販売業者側の保護規定であります、それ以外の規定はほとんど全部が消費者側の保護規定である。またチケット販売に関する規定につきましては、チケット販売機関に参加してゐる小売商が、不測の損

害をこうむらないよゝうにという規定が入つておりますが、それ以外は全部消費者保護の規定でございませう。

○田中(武)委員 そゝうであるか、各各一條々々にわたつて後日討論をいたしませう。消費者側の保護となるよゝうな規定もありません。しかし、これはあくまでも販売という立場に立つての法案であるといふことを、私は主張いたしませう。あなたがおつしやるよゝうに、所有権移転に関する推定以外は、全部消費者保護であるかどうかは、後ほど割賦販売法案を審議するときに、具体的に私の言ふ各論において、一條一條あなたとゆつくりやつてみたいと思ひます。ただ私は割賦販売法といふものは、今申しましたよゝうな観点に立つて作られた、こゝういふよゝうに考へております。従いまして先ほど申しました国民生産と賃金の関係、あるいは設備投資と国民所得との関係、こゝういふよゝうなことは資料として出していただきたい、こゝうに考へます。

次に、同じく両法案共通な点につきましてお伺ひいたしたいと思ひます。割賦販売法の二条一項、機械類賦私信用保険臨時措置法の二条二項、これに、ともに割賦販売契約といふものが定められております。前者においては期間二カ月以上、賦払い回数三回以上と定めてあり、後者においては政令で定める期間、そして賦払い回数は三回以上といふことになつてゐる。同じよゝうな法律において、目的はもちろん若干違ふといひましたが、割賦販売契約といふ法律語に対して、同時に審議しようとする二法案において違つた態度がとられてゐるのよゝうにわけ

ですか。割賦販売といふものを法律的に定義する以上は、統一した見解が必要であらうと思ひますが、この点につきましては法制局にもお伺ひいたしませう。

○佐橋政府委員 機械の賦私信用保険は、ただいま先生が御指摘のよゝうに、期間については政令で定めるといふこと、それから「三回以上に分割して受領すること」を条件として「云々」といふ方は、割賦販売法と同じであります。が、機械につきましてはまだ定型的な販売割賦の方法がありません。これから指定します各機種によりましていろいろ販売の形式が違ひますので、それぞれの機種に合わせた期間といふものを予定してございませう、一がい何カ月以上といふよゝうにしたい得ないために、こゝういふことになつたわけでありませう。

○吉國政府委員 ただいま重工業局長から御答弁申し上げたのと、ほとんど同様に私も考へてございませう。要するに割賦販売法におきます割賦販売と申しますのは、先ほど企業局長から申し上げましたよゝうに、割賦販売の範囲を定めたものでございませうし、機械類私信用保険の関係におきます割賦販売を定義いたします場合は、その法律の目的といたします設備、機械等の割賦販売取引の安定及び促進といふ見地から、いかなる範囲の割賦販売をとらえて法律の対象にするかといふ見地からきめたものでございませうので、おのずからその間に差異が出て参ることとは当然であらうと思ひます。

○田中(武)委員 割賦販売契約は民法第五百五十五條の売買契約の一つの型だと思ひます。割賦販売の方は一般消費者が対象でありますから、民法第五百五十五條の契約、しかし一方が商人になるから商行為になるだらうと思ひます。一方は中小企業とメーカーとの間ですから、お互いに商人同士の商行為による商法上の売買になるかどうかは疑問になります。割賦販売は民法第五百五十五條の売買契約の一つの型である、こゝういふよゝうに考へておりますけれども、法律上の用語としては、割賦販売契約をどういふよゝうに規定したらよゝうなものでございませう。

○吉國政府委員 俗に割賦販売あるいは月賦販売と申しますものが、民法の売買契約の一つでございませう。ただいま田中委員の仰せられた通りでございませうが、従来の学問上の概念としては、あるいは月賦販売あるいは割賦販売といふよゝうなものが、学者の学説においては存在いたしましたけれども、法律の上には現われて参りませう。この割賦販売法が最初でございませうし、その割賦販売法で規律をいたす対象として、割賦販売の定義を第二条第一項で定めておるわけにございませう。従いまして法律上の概念としての割賦販売といふものは、その学者の学問を講ずる上の必要から、いろいろ定義づけおるわけにございませう。この法律の割賦販売の定義は、この法律によつて規律をする対象となる割賦販売のみをとらえて、定義したわけにございませう。

○田中(武)委員 おつしやるよゝうに、法律的に割賦販売契約、割賦販売といふ言葉が出てきたのは、今回が初めてであります。従いましてこの法律がきまることによつて、割賦販売の定義が作られていくと思ひます。当委員会において同時に審議してゐるこの法案が、それぞれ割賦販売についての定義が違ふといふこと、もちろん目的が違ふからあり得るんだ、当然だとなつたはおつしやつたのですが、法律的な概念としては、割賦販売はこゝういふものであるといふことをきめて、その上に立つて展開していくべきものではなからうかと思ひますが、どうなんですか。まず割賦販売とは法律的にこゝうある二つは、違つた意義における割賦販売といふことを取り上げておる。

○吉國政府委員 これは立法の一つの技術の問題でございませうが、割賦販売法においては、特に割賦販売として、この法律の規律の対象とするもののみ取り上げて、割賦販売として定義をするわけにございませうし、機械類私信用保険臨時措置法においては、措置法によつて、一定の助成的な措置を講じます割賦販売契約の範囲は、こゝういふものであるといふことを一定して、法律を規定して参るわけにございませうので、それぞれの法律によつて、その必要とする概念が定まつて参るわけにございませう。学問的には、先ほど重工業局長から申し上げましたよゝうな、三カ月だとか二カ月だとかいふ期限の問題であるとか、代金を分割して受領する場合に、それが何回になるかといふよゝうなことは、いろいろな類型があらうかと思ひますが、特にそれぞれの法律によつて定義を設けまして、

○田中(武)委員 おつしやるよゝうに、法律的に割賦販売契約、割賦販売といふ言葉が出てきたのは、今回が初めてであります。従いましてこの法律がきまることによつて、割賦販売の定義が作られていくと思ひます。当委員会において同時に審議してゐるこの法案が、それぞれ割賦販売についての定義が違ふといふこと、もちろん目的が違ふからあり得るんだ、当然だとなつたはおつしやつたのですが、法律的な概念としては、割賦販売はこゝういふものであるといふことをきめて、その上に立つて展開していくべきものではなからうかと思ひますが、どうなんですか。まず割賦販売とは法律的にこゝうある二つは、違つた意義における割賦販売といふことを取り上げておる。

○吉國政府委員 これは立法の一つの技術の問題でございませうが、割賦販売法においては、特に割賦販売として、この法律の規律の対象とするもののみ取り上げて、割賦販売として定義をするわけにございませうし、機械類私信用保険臨時措置法においては、措置法によつて、一定の助成的な措置を講じます割賦販売契約の範囲は、こゝういふものであるといふことを一定して、法律を規定して参るわけにございませうので、それぞれの法律によつて、その必要とする概念が定まつて参るわけにございませう。学問的には、先ほど重工業局長から申し上げましたよゝうな、三カ月だとか二カ月だとかいふ期限の問題であるとか、代金を分割して受領する場合に、それが何回になるかといふよゝうなことは、いろいろな類型があらうかと思ひますが、特にそれぞれの法律によつて定義を設けまして、

その定義を設けることに従って与えられた概念が、その法律の規律の対象となるというものが、あらゆる立法に通じます。まさに通常の技術であらうと、私どもは考えております。

○田中(武)委員 言われるように、なるほどそれぞれの法律によって、定義という見出しがありまして、個々の法律におけるこれこれは、こういうものであるという書き方をしております。それは十分承知いたしておりますが、初めて法律的に正式な用語として割賦販売契約というものが出てきたわけです。従ってそれが同時に審議せられるときにあつて、共通したものとして定義の統一ということが必要ではなからうか、私はこう言っているわけなんです。法制局の見解によると、法律で定めるならばどんなことでも定義づけられる、こういうことになるのですか。

○吉國政府委員 法律で定義を設けずならば、いかなる概念でも与えられたいわゆるわけではございませんので、この割賦販売法の第二条第一項におきます割賦販売と申しますのも、また機械類賦払信用保険特別措置法第二条第二項において「割賦販売契約」という言葉を用いておりますのも、従来の学者の申しております「月賦販売契約」あるいは「割賦販売契約」というような用語の中から、特にこのそれぞれの法律において必要としない部分を除きまして、一つの概念を定めるわけでございます。全く社会通念とかけ離れたような定義をつけて、それによって法律を規定することは従来ともやっております。従いまして、もう一ぺん

申し上げますと、それぞれの両法律において「割賦販売」あるいは「割賦販売契約」といっておりますのは、従来の社会通念あるいは学説上の概念と、ほとんど同様なものでございませうけれども、特にそれぞれの法律の目的といえますところから、従来の学説上の広い概念では不十分である。その概念の中から、もう一つ必要な要件を取り出してそれを定義して、その定義されたものを対象として法律の規定を設けたということでございます。

○田中(武)委員 おっしゃる通りに、通常の社会的観念、社会的通念から離れて、法律によって何でも定義ができない、これはその通り。そこで、初めてここに「割賦販売」という文字が法律に現れたわけなんです。従って今日まで社会通念といえますか、法律用語としての「割賦販売」にはどういふ説が通説になっておるのか、この上に立って考えていくべきであらうと思つてます。もつと具体的に申し上げますと、割賦販売法とこの機械類賦払信用保険臨時措置法との法律における法体系の中の序列でございます。同列に置くべきか、一方を原則として一方を特例と見るべきか、その点はいかがですか。

○吉國政府委員 この二つの法律は、片方が原則であつて片方が例外であるとか、あるいは片方が一般法であつて、片方が特別法というよりな関係は、私どもは存じております。規定する分野は最終的にはもちろん日本国憲法を頂点といたします日本の法制の中へ溶け込むわけでありまして、最終的には関係して参るわけでは

ございますが、法の分類をいたします場合には非常に遠いところにあつて、これが相並んで一般法と特別法、あるいは原則法と例外法というよりな関係に立つほど近いものではないかと考えております。

○田中(武)委員 その見解は全く私と反対なものです。私は割賦販売というものの上に立つて法律をなされる場合、割賦販売法が原則である。そしてこちらはその特例である。こういうふうに考えていかなければ解釈できない点がたくさんあります。もしこの二つが別々に見ておきます。もしこの二つが別々のものであるならば、機械類賦払信用保険でいわれるところの販売金、これがかかりに前掛金をとる、前払金をとるという場合に、こちらでいう前払式割賦販売業者になるのか、ならないのか、こういう問題が出てくるのですか、私はなる、こういうふうに解釈する。あるいはまたこの機械類賦払信用保険臨時措置法というところの機械類は何かといへば、これは一方からいならばやはり商品である。従つて割賦販売法にいうところの商品である。こういう観点で両法案を見ていかなければ、両法案を通じての観念は出てこない。すなわち機械類賦払信用保険における売りが、これは割賦販売業者である、この規定をつけて、この法律に定められてないところは、この割賦販売法の規制を受けるのだ、こういうふうに私は解釈しております。従つて法系列においてはこれが割賦販売に対する一般法である、一般的秩序法であつて、それに従つて割賦販売に対して、一方は中小企業に對しては機械振興等の特別の理

由によつて保険をつけよう、そういう法律であると考えておりますか、いかがですか。

○吉國政府委員 先ほど私が原則と例外あるいは一般法と特別法というよりな関係で申し上げましたのは、割賦販売が、この目的にもございませうに、「割賦販売及び割賦購入あつせん」に係る取引を公正にするということと、一つの割賦販売等の規律を定める法律として提出されておりますのに対して、機械類の賦払信用保険臨時措置法は、特定の範囲の機械類の割賦販売契約による取引につきまして、国が信用保険を行なう制度を設けまして、中小企業設備の近代化等をはかるといふ、いわば助成的な立場で出てきていふ法律でございます。この法律自体が、法律的に直接に原則と例外、あるいは一般法と特別法、たとへば民法と商法の関係で申しますと、民法と商法とはまさに同じ事態に適用されまして、民法の上に商法が特別法といふ格好で働く場合もございませう。あるいはまた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律が一般法でございまして、それに對しましてたとへば輸出入取引法が特別法として一定の共同行為の例外を認めるといふよりな関係とは、全く違つたような面でも法律が存在するといふ意味で申したのでございまして、もちろんただいま田中委員のおっしゃいましたように、機械類賦払信用保険臨時措置法の適用を受けますような機械類の割賦販売契約を締結する業者がございませう場合には、その行なう割賦販売が、割賦販売法の規制を受けることは十分にあり得るわけでございます。また具体

的に政令で定める場合には、そういうことは多分ないと思つてますが、一応概念的には機械類でありますが、「耐久性を有し、かつ、定型な条件で販売するに適する商品」でございませうならば、概念的には割賦販売法の上では、商品に入ることはもちろんあると思つてます。

○田中(武)委員 私が言っているのは、いわゆる割賦販売という観点に立つた場合に、一般的の規定は割賦販売である。この機械類賦払信用保険臨時措置法はこの割賦販売から出てくる一つの形の、いわゆる機械の賦払いに對して中小企業の設備の近代化とか、あるいは機械工業の振興とかいふ理由があるとしても、その関係においてはこれらの売買、割賦取引は、やはりこちらに定めがないときには、すなわち割賦販売法によるのだ、こういう観点で私は見ております。その意味において原則であり特例である。そう考へてこない理由が出てこない。私は質問して自分で答へるようになりますが、割賦販売の一般の定義は、割賦販売法の第二条一項が一般的定義である。そのうち特別の機械であるから一方は割賦販売契約には機械の点については政令で定めるといふのだ、こう見ています。また機械類賦払信用保険臨時措置法の四条に「機械類を引き渡した後に受領すべき金額を保険額とし、云々」ということがあるところから推測しても、すなわち前払い式の機械販売もあり得る。従つてその販売者はメーカーでありまして、それは割賦販売にいうところの前払い式の割賦販売業者

の目的にもございませうに、「割賦販売及び割賦購入あつせん」に係る取引を公正にするということと、一つの割賦販売等の規律を定める法律として提出されておりますのに対して、機械類の賦払信用保険臨時措置法は、特定の範囲の機械類の割賦販売契約による取引につきまして、国が信用保険を行なう制度を設けまして、中小企業設備の近代化等をはかるといふ、いわば助成的な立場で出てきていふ法律でございます。この法律自体が、法律的に直接に原則と例外、あるいは一般法と特別法、たとへば民法と商法の関係で申しますと、民法と商法とはまさに同じ事態に適用されまして、民法の上に商法が特別法といふ格好で働く場合もございませう。あるいはまた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律が一般法でございまして、それに對しましてたとへば輸出入取引法が特別法として一定の共同行為の例外を認めるといふよりな関係とは、全く違つたような面でも法律が存在するといふ意味で申したのでございまして、もちろんただいま田中委員のおっしゃいましたように、機械類賦払信用保険臨時措置法の適用を受けますような機械類の割賦販売契約を締結する業者がございませう場合には、その行なう割賦販売が、割賦販売法の規制を受けることは十分にあり得るわけでございます。また具体

である。特別の契約がなければ、機械類賦払いにおいても所有権の留保の推定の規定等は、七条が適用せられる。このように私は解釈して両案を見てきておりますが、いかがですか。

○吉國政府委員 ただいまおっしゃった点は、まさにその通りだと思っております。

○中川委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十六日水曜日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

〔参照〕

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一一八号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年四月二十八日印刷

昭和三十六年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局